

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」等の改正案について

平成28年10月  
国土交通省自動車局

## I. 背景

軽井沢スキーバス事故を受けて設置された「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において取りまとめられた「総合的な対策」において、違反事項の早期是正、不適格者の排除等の講ずべき事項として、「街頭監査及び一般監査における指摘事項の早期是正」、「事業停止、事業許可取消処分の対象範囲の拡大」、「処分量定の見直し」、「車両の使用停止処分の日車配分の見直し」等が示されたことを踏まえ、今般、行政処分の実効性向上を図るため、所要の改正を行うこととする。

## II. 改正概要

### 1. 街頭監査関係

- (1) 街頭監査において、法令違反事実を確認し、その場で是正を確認することができない場合は、「輸送の安全確保命令」等を発動するとともに、是正を確認できるまでの間、違反自動車の使用停止処分を科す。
- (2) 街頭監査において、法令違反事実を確認した場合、30日以内に是正状況確認のための指摘事項確認監査を実施する。

### 2. 一般監査関係

- (1) 監査において、以下①～④に掲げる緊急を要する重大な法令違反が確認された場合は、「輸送の安全確保命令」等を発動するとともに、是正を確認できるまでの間、営業所に配置する違反事項と関係する全ての自動車の使用停止処分を科す。この場合、30日間の事業停止処分を科すこととし、一方、なお是正が見られない場合は、許可取消処分を科す。
  - ① 運行管理者が全く不在（選任なし）の場合
  - ② 整備管理者が全く不在（選任なし）の場合であって、定期点検整備を全く実施していない場合
  - ③ 全ての運転者が健康診断を受診していない場合
  - ④ 運転者に対して指導監督を全く実施していない場合
- (2) 監査において、(1)以外の法令違反事実を確認した場合は、直ちに是正するよう指示するとともに、30日以内に是正状況確認のための指摘事項確認監査を実施する。
- (3) (1回目) 監査において指摘した法令違反事項（軽重にかかわらず）について、(2回目) 指摘事項確認監査において一部でも改善が確認できなかったときは「輸送の安全確保命令」等を発動し、(3回目) 命令後、30日以内に改善が確認できた場合は、3日間の事業停止処分を科し、一方、確認できない場合は、許可取消処分を科す。

### 3. 行政処分関係

- (1) 使用停止車両割合の引き上げ

行政処分により使用を停止させる車両数の割合を、営業所の保有車両数の8割とする。

(例) 保有車両数が5両であり、処分100日車の場合は4両を25日間停止とする。

(2) 処分量定の引き上げ(初違反の主なもの)

輸送の安全に特に係る違反を中心に処分量定を引き上げる。

- ① 運賃料金額出違反  
(現行) 20日車  
(改正) 60日車
- ② 健康状態の把握義務違反(健康診断の受診関係)  
(現行) 未受診者全運転者の半数以上 10日車  
(改正) 未受診者3名以上 40日車
- ③ 適性診断の未受診  
(現行) 受診なし2名以上 10日車  
(改正) 受診なし2名以上 40日車
- ④ 飲酒運転防止に係る指導・監督義務違反(アルコール検知器の不適切使用)  
(新設) 60日車
- ⑤ 運転者への特別な指導・監督違反(運転者への教育関係)  
(現行) 大部分不適切 10日車  
(改正) 大部分不適切 40日車
- ⑥ 各種記録類の改ざん・不実記載  
(現行) 30日車  
(改正) 60日車
- ⑦ 輸送の安全確保命令等各種の命令違反  
(現行) 60日車  
(改正) 許可取消 等

(3) 処分日車数の合計が50日車以下の場合は「警告」とすることにより、監査から処分までの事務処理期間を短縮させる。

4. 運行管理者に対する行政処分関係(運行管理者資格者証返納命令関係)

- (1) 複数回にわたり法令違反を是正しない事業者に対する許可の取消しの拡大に伴い、取消しとなった事業者において勤務する運行管理者に対する資格者証の返納命令要件を追加する。
- (2) 運行の安全確保に関する処分量定の総和が120日車以上となった場合、統括運行管理者だけではなく、違反に関わった運行管理者全員に資格者証の返納を命ずる。
- (3) 運行管理者が飲酒運転又は薬物運転した場合には、自家用車の運転であっても資格者証の返納を命ずる。

5. その他所要の改正を行う。

Ⅲ. 今後のスケジュール(予定)

通達発出：平成28年11月中

通達施行：平成28年12月1日